

西東京市知的障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による共同生活援助に係る法第36条に規定する指定を受けた事業所（以下「グループホーム」という。）に入居している者に対し、その利用に係る家賃の助成（以下「家賃助成」という。）をすることにより、これらの者の経済的負担の軽減を図り、もって知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 対象者

家賃助成の対象者（以下「対象者」という。）は、法第28条第2項第4号に規定する共同生活援助に係る訓練等給付費の支給の決定を受けている者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 東京都の区域外のグループホームに入居している者
- (2) 別表備考1に規定する所得（月額）が97,000円以上の者

第3 事業の内容

市は、対象者が支払った家賃の一部を対象者の所得に応じて、別表に定める額の範囲内で助成する。

第4 申請

家賃助成を受けようとする対象者は、家賃助成の申請書により市長に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請をする際は、市長が別に定める収入額を証する書類を添付しなければならない。

第5 助成の決定

市長は、第4の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請をした対象者に対し、家賃助成（承認・不承認）の決定に係る通知書により通知する。

第6 実績報告及び請求

第5の規定により家賃助成の決定を受けた対象者（以下「利用者」という。）は、家賃を支払ったことを証する書類を添付して、グループホームを利用した月の翌月10日までに市長に家賃助成の実績報告及び請求をするものとする。ただし、市長が入院その他特別の理由があると認めた利用者については、この限りでない。

第7 助成額の確定及び交付

市長は、第6の実績報告及び請求があったときは、速やかに家賃助成の額を確定し、当該家賃助成の額を利用者に交付するものとする。

第8 返還

市長は、利用者が偽りその他不正な手段により家賃助成を受けたときは、既に行った家賃助成の決定を取り消し、利用者から当該家賃助成の額を返還させることが

できる。

第9 届出義務

利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃助成の変更届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等を変更したとき。
- (2) その他申請の内容に変更があったとき。

第10 調査

市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し家賃助成に係る調査をし、又は関係書類の提出を求めることができる。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、家賃助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年4月1日前に行われた改正前の西東京市知的障害者生活寮等助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第2第3項の規定に基づき助成されている者に係る手続その他の行為の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(適用日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から適用する。ただし、第2第2号の規定は、同年4月1日から適用する。

(適用)

- 2 改正後の別表の規定は、平成23年10月分の家賃から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2、第3関係）

区分	利用者の所得（月額）	家賃助成の額（月額）
1	73,000円未満	月額24,000円（家賃の額が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。）。ただし、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の対象となる利用者にあつては、当該金額から

		当該特定障害者特別給付費を控除した額とする。
2	73,000円以上97,000円未満	月額12,000円（家賃の額が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。）。ただし、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の対象となる利用者にあつては、当該金額から当該特定障害者特別給付費を控除した額とする。

備考

- 1 所得（月額）は、利用者の収入月額から必要経費を控除した額とする。
- 2 1の収入月額の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、同法第28条第1項に定める給与所得及び同法第33条第1項に定める譲渡所得
 - (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - (3) 国及び地方公共団体又はその長が支給する各種手当（地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金にあつては、月額17,000円以下のものを除く。）及び交通費給付
- 3 1の必要経費の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 社会保険料
 - (2) 所得税
 - (3) 地方税
 - (4) 交通費
 - (5) 1の収入月額に応じ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8—3—(4)に定める別表「基礎控除額表」から算出された額